

## 同意書

私は、2025 年度日本イーライリリー 医学教育助成(以下「本医学教育助成」)において、所属する会・団体（以下「所属団体」)の代表者の承諾を得ていることを表明し、日本イーライリリー株式会社(以下「日本イーライリリー」)が提示する下記のすべてに同意します。

### 1. 医学教育助成応募要領の遵守

- ・本医学教育助成は、「2025 年度 日本イーライリリー 医学教育助成」の応募要領(以下「応募要領」)に従い実施する助成制度であることを確認し、私が応募申請した医学教育事業・プロジェクト(以下「本医学教育事業」)が本助成の対象として採択された場合、応募要領に記載された全ての事項を遵守すること。
- ・本医学教育助成は、私の所属団体と日本イーライリリーとの間で、医学教育助成に関する契約書を締結することによってのみ成立すること(日本イーライリリー指定書式以外の契約書は認められません)、所属団体側において、本助成金を、医学教育助成金以外の一般寄付、奨学寄付、委託業務の手続・方式で受け入れることはできないこと。
- ・本助成金を、本医学教育事業に関する事業費以外の用途に使用することは認められないこと、本医学教育事業の事業費以外の用途に本助成金を使用した場合や、本医学教育事業を実施しなかった場合、本医学教育事業を途中で中止・終了した場合、本医学教育事業終了時に未使用の助成金が残存する場合、その他応募要領に記載する条件に違反した場合、本助成金を日本イーライリリーに返還すること。

### 2. 適用法令の遵守・利益相反・透明性開示

- ・日本国内外において適用される贈収賄等の汚職防止に関する法律、その他本研究並びに本研究助成に適用される全ての法律、命令、規則及び指針を遵守します。適用法令の遵守の表明、及び日本イーライリリーとの利益相反関する申告は、「透明性確保のための質問票」の回答をもって行うこと、期限内に回答できない場合は、本医学教育助成の選考審査の対象外となること。
- ・本医学教育助成金の受領が、私及び私が所属する団体の日本イーライリリー社の製品の処方・採用・購入等に関する意思決定ならびに製造販売承認やその他の法規制に基づく許認可等の同社の事業に関する意思決定に何らの影響を及ぼすものではなく、本助成金の受領の見返りに同社に対しいかなる便宜の供与を意図し約束するものでないことを表明し同意します。
- ・日本イーライリリーが、同社の「企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する方針」に則り、同社ウェブサイト上で本医学教育助成先(団体名)及び本助成金の金額等の情報を開示すること。

### 3. 医学教育事業の成果・効果報告及び助成金使途報告の提出

- ・2027 年 4 月末までに医学教育事業の成果・効果報告、および助成金使途報告書を教育・研究助成事務局宛てにEメール添付で提出すること、提出がない場合は、以降の所属団体からの本医学教育助成の応募については、選考審査の対象外となること。
- ・医学教育事業を実施、成果を公表する場合は「日本イーライリリー医学教育助成 2025(英文名: Eli Lilly Japan KK Medical Education Grant 2025) による助成であることを周知、明記すること。
- ・助成金使途に関する証憑は適切に保管の上、求めに応じて速やかにその写しを提出するものとし、本医学教育助成金の管理状況に関して疑義が生じた場合、書面による調査要請のほか、日本イーライリリーもしくは外部機関が所属機関・所属組織に立ち入り、監査を行うこと場合があること。

### 4. 医学教育助成金の交付について

- ・本医学教育助成金は、所属団体と日本イーライリリーとの間で、同社指定書式による医学教育助成に関する契約を締結した後に支給され、2025 年 12 月 10 日までに同契約の締結ができない場合、若しくは所属団体側で医学教育助成金としての受入れができない場合は、選考審査による採択が取り消されること。
- ・本医学教育助成金は、同契約書に記載された所属団体の会計規定等に基づく所属団体名義の指定口座に支払われること。

### 5. 本医学教育事業について他の助成金を受けることが決定した場合は、速やかに日本イーライリリーに通知すること。

以上

年 月 日

所属団体正式名称

役職

ご署名